

## 4-4 施策と制度・事業の体系

### 1) 4つの施策の柱

緑の将来都市像に向けた施策は「緑地の保全」、「都市公園等の整備」、「緑化の推進」、「連携の推進」に集約されることから、これらを計画推進の施策の柱としています。

#### 計画推進の4本の施策の柱

##### ① 緑地の保全

主として、緑地保全に係る法制度、法制度に基づく契約・協定等、市独自の緑地保全等に係る制度等、緑地保全財源の確保等、緑地の質の充実に係る制度・事業

##### ② 都市公園等の整備

主として、都市公園等としての保全・整備、その他のオープンスペースの確保に係る制度・事業

##### ③ 緑化の推進

主として、緑の創出に係る法制度、公共施設の緑化、市民が主体となる緑化への支援に係る制度・事業

##### ④ 連携の推進

主として、緑化推進団体等の育成と連携、古都鎌倉の緑の知識の普及、緑に対する意識の高揚にかかる制度・事業

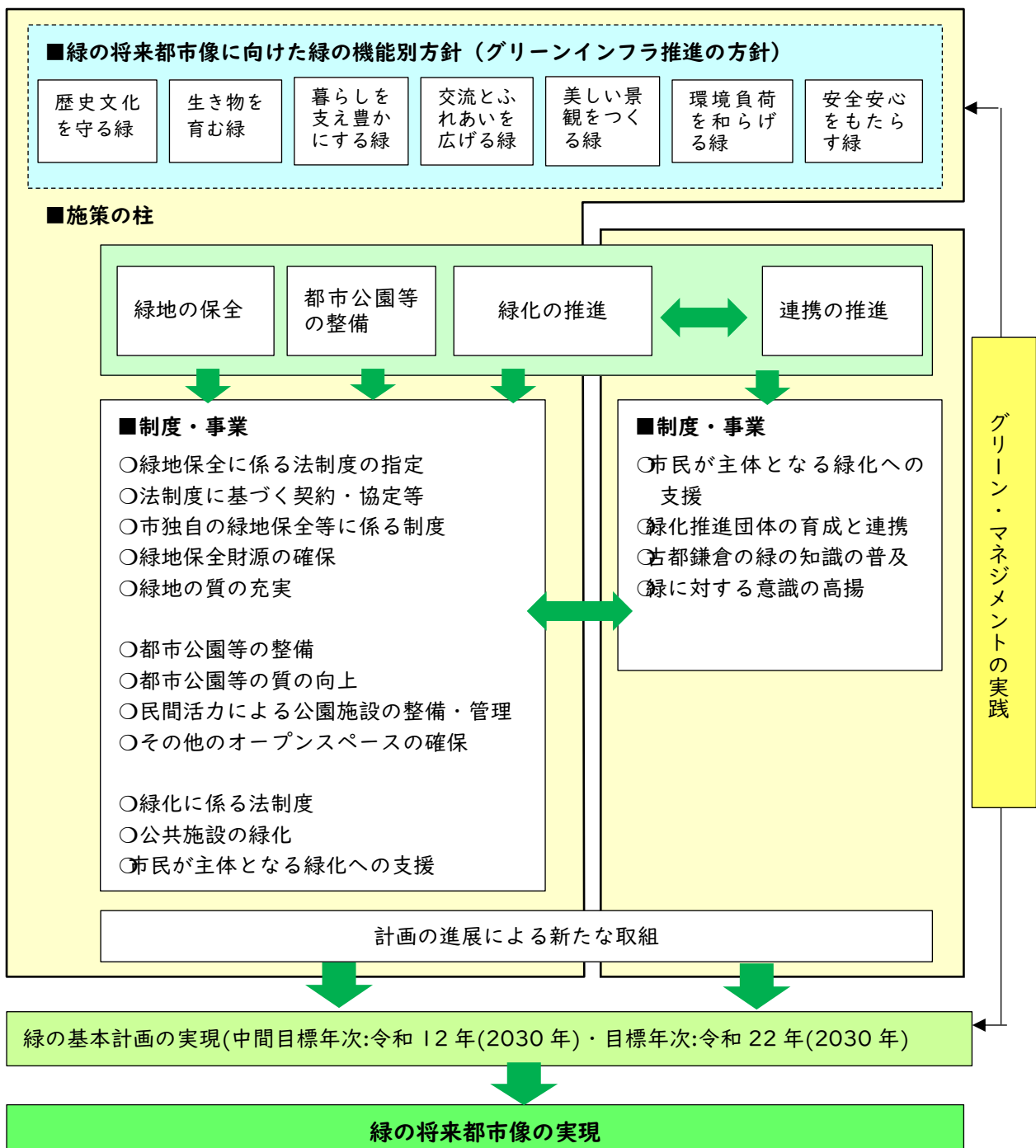
○4本の施策の柱は、それぞれが密接に結びついており、緑地の保全、都市公園等の整備、緑化の推進を進めると、それらは別の施策の実行を誘発します。なぜならば、良好な緑が身近に設けられることで、人々は、機能が十分に発揮された緑を感じることができるようになり、緑を守りたい、緑の環境で憩いたい、緑を育ててみたいという、意識が高まることに繋がるためです。

○「連携の推進」は、保全した緑地や整備した公園での管理活動の一翼を担うなど他の3本の施策の柱と深く結びついています。また、連携を推進することで、人々が緑の重要性、緑の必要性、緑に関する知識などが啓発される効果もあります。

## 2) 施策と制度・事業の体系

○施策を実行していく上でのツールが、4-5 に記す「制度・事業」です。

○どのような施策を適用するかを示しているのが施策方針図で、施策実現のためにどのような制度・事業を適用していくのかを示しているのが緑地指定等方針図です。緑地指定等方針図は、本計画の計画期間内（20年間）の方針図で、施策方針図は、計画期間内20年以内及び20年よりも長期的な視点で取り組む施策の方針を示しています。



---

M E M O

## 4-5 制度・事業の内容と方針

### ■施策推進のための制度・事業

項目	制度・事業	事業主体			掲載頁
		市民	事業者	行政	
緑地保全に係る 法制度の指定	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区			○	124
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区			○	124
	特別緑地保全地区			○	125
	風致地区			○	125
	保安林			○	125
	市町村森林整備計画			○	126
	史跡・名勝・天然記念物			○	126
	農用地区域		○	○	126
	生産緑地地区・特定生産緑地		○	○	127
法制度に基づく 契約・協定等	市民農園		○	○	127
	市民緑地契約	○		○	127
	緑地協定	○	○	○	128
	管理協定	○		○	128
	保全配慮地区			○	128
市独自の緑地保 全等に係る制度	保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地 維持管理助成事業	○		○	129
	緑地保全推進地区			○	129
	緑地寄附受け入れ基準				129
	市民の自主的なまちづくりの提案等と連携した緑地 保全	○		○	130
緑地保全財源の 確保	緑地保全基金			○	130
	市民公募債(グリーンボンドの活用)	○	○	○	130
緑地の質の向上	確保緑地の適正整備事業			○	131
	自然環境調査			○	131
	森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理	○	○	○	131
	緑地保全・管理の広域的対応			○	131
都市公園等 の整備	街区公園			○	132
	近隣公園・地区公園			○	132
	総合公園			○	132
	風致公園・歴史公園			○	133
	都市林			○	133
	都市緑地			○	133
	景観重要建造物等と一体となった都市公園			○	134
	借地公園			○	134
	開発行為に伴う公園・緑地の設置		○	○	134
	身近な都市公園の再編整備			○	134
青少年広場等			○	135	

項目	制度・事業	事業主体			掲載頁
		市民	事業者	行政	
都市公園等の質の向上	公園施設長寿命化計画			○	135
民間活力による公園施設の設置・管理	公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理		○	○	136
その他のオープンスペースの確保	まちづくり空地の整備	○	○	○	137
	市民緑地設置管理計画認定制度	○	○	○	137
	総合設計制度による公開空地等の整備		○	○	137
	ウォークアブル推進地区	○	○	○	137
	遊歩道等の整備			○	138
緑化に係る法制度	緑化地域			○	138
	風致地区・開発事業区域内等の緑化	○	○	○	138
	緑化重点地区	○	○	○	139
	景観地区	○	○	○	139
公共施設の緑化	道路の緑化			○	139
	河川環境の整備			○	140
	公共施設の緑化			○	140
	鎌倉山桜並木保存計画の見直し	○		○	140
市民が主体となる緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	○	○	○	141
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化	○		○	141
	地域提案型の公共施設の緑化	○		○	141
	オープン・ガーデンの支援	○		○	141
緑化推進団体の育成と連携	トラスト運動との連携・プラットフォームの構築	○		○	142
	緑のレンジャーと担い手育成事業	○		○	142
	公園愛護会・街路樹愛護会・市民緑地愛護会等	○		○	142
	緑地保全・緑化推進法人	○	○	○	143
	緑化推進団体の育成による事業の展開	○	○	○	143
古都鎌倉の緑の知識の普及	緑の情報提供・緑化窓口の充実			○	143
	緑の学校講習会の開催	○	○	○	144
	学校での環境教育との連携	○		○	144
緑に対する意識の高揚	緑のポスターコンクール等	○		○	144
	緑化パンフレット等の配布			○	144
	緑化まつり等の開催	○	○	○	144
	緑の顕彰制度	○	○	○	145

注) 事業主体は、それぞれの制度・事業に対する市民・事業者・行政の関わりを示したものです。

## 1) 緑地保全に係る法制度の指定

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	
内容	・国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の重要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請します。</li> <li>・新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を働きかけます。</li> <li>・地区内での行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障を来たすとして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合に、県が土地の買入れを行い、これらの優れた歴史的風土を有する土地の公有地化による保存・保全を図ります。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年(1966年)1月13日法律第1号)</li> <li>・平成12年(2000年)3月に歴史的風土保存区域を指定拡大(約33ha)</li> <li>・平成15年(2003年)9月に歴史的風土特別保存地区を指定拡大(約3.0ha)</li> </ul>

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	
内容	・首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、本市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に県と連携し取組ます。</li> <li>・地区内の行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたすこととして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合に、審査による適正な土地の買入れを行い、これらの優れた自然環境を有する土地を公有地化して保全を図ります。</li> <li>・買入れ地の適切な維持管理を図っていきます。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏近郊緑地保全法(昭和41年(1966年)6月30日法律第101号)</li> <li>・都市緑地法(昭和48年(1973年)9月1日法律第72号)</li> <li>・平成24年(2012年)4月の第二次一括法<sup>*</sup>の施行により、首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法が改正され、近郊緑地特別保全地区における行為許可や行為の不許可処分に伴う土地の買入れ等の事務が県から市へ移譲されました。</li> <li>・平成18年(2006年)12月に近郊緑地保全区域を指定拡大(約98ha・鎌倉市分51ha)</li> <li>・平成23年(2011年)10月に鎌倉近郊緑地特別保全地区を指定(約131ha)</li> </ul>

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

特別緑地保全地区	
内容	・都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為制限などにより、現状凍結的な保全を図るために特別緑地保全地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区の候補地とする緑地の指定に向けた取組を進めます。</li> <li>・10ha以上の規模を有し、隣接市域と一体となす指定候補地について、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。</li> <li>・地区内の行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたすこととして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合に、審査による適正な土地の買入れを行い、これらの優れた自然環境を有する土地を公有地化して保全を図ります。</li> <li>・特別緑地保全地区に指定されている市が有する緑地に対して、指定趣旨に沿った維持管理を推進します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法(昭和48年(1973年)9月1日法律第72号)</li> <li>・平成24年(2012年)4月の第二次一括法<sup>*</sup>の施行により、首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法が改正され、近郊緑地特別保全地区における行為許可や行為の不許可処分に伴う土地の買入れ等の事務が県から市へ移譲されました。</li> <li>・平成14年(2002年)4月から平成30年(2018年)6月までに、11地区(約49.4ha)の特別緑地保全地区を指定</li> </ul>

風致地区	
内容	・本市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色づける優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市風致地区条例及び施行規則、鎌倉市風致保全方針に沿って、鎌倉市都市マスタープラン、鎌倉市景観計画の関連施策と整合を図りつつ、風致の維持・創出を図ります。</li> <li>・土地寄附手続フロー等に基づき、個人・企業・団体等の土地所有者からの緑地寄附の相談に対応します。</li> <li>・鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峯地区の一带)の指定拡大を図ります。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法(昭和43年(1968年)6月15日法律第100号)</li> <li>・鎌倉市風致地区条例(平成25年12月17日)</li> <li>・平成14年(2002年)4月に、風致地区を指定拡大(約9ha)</li> </ul>

保安林	
内容	・国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値付けている森林を保全するものです。
方針	・現在保安林として指定されている土地について、指定の継続等を県に要請します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法(明治30年(1897年)4月12日法律第46号)</li> </ul>

市町村森林整備計画	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める、森林整備計画を策定するものです。</li> <li>・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、保安林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区内の森林などです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備計画に示す森林整備の基本方針に沿って、森林の形態に応じた施業を推進します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法(明治30年(1897年)4月12日法律第46号)</li> <li>・神奈川地域森林計画</li> <li>・平成30年(2018年)3月に鎌倉市森林整備計画を樹立</li> </ul>

史跡・名勝・天然記念物	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念物のうち重要なものを史跡・名勝又は天然記念物に指定すること等により、国民共有の財産である古都鎌倉の歴史文化遺産を保護して次代に継承するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな指定の検討を進めるとともに、必要に応じて公有地化を図ります。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法(明治25年(1950年)5月30日法律第214号)。</li> </ul>

農用地区域	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域を指定して、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域の指定継続により、農地の保全を図ります。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年(1969年)7月1日法律第58号)</li> <li>・神奈川県農業振興地域整備基本方針</li> <li>・平成30年(2018年)7月に、鎌倉市農業振興ビジョンを策定</li> <li>・平成31年(2019年)3月に、鎌倉農業振興地域整備計画を見直し</li> </ul>



生産緑地地区・特定生産緑地	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区及び特定生産緑地地区を指定するものです。</li> <li>・将来的には、その一部を都市公園等として整備し、地域のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地法の改正に伴い「特定生産緑地制度」が創設されたことを受け、現行の生産緑地所有者に対して、令和4年度からの特定生産緑地への移行を土地所有者に働きかけ、都市農地の保全を図ります。</li> <li>・営農を継続し、新鮮な農作物等を提供するための直売所や、農家レストランの設置など、営農者による生産緑地の積極的な利活用を支援します。</li> <li>・鎌倉市生産緑地地区指定基準及び細目に沿って、生産緑地の新規・追加指定を行います。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地法(昭和49年(1974年)6月1日法律第68号)</li> <li>・都市緑地法の一部を改正する法律(平成29年(2017年)6月15日施行)</li> <li>・市指定基準での面積要件の引下げ</li> </ul>

## 2) 法制度に基づく契約・協定等

市民農園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の市民農園について、適正な運用と維持管理を行います。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律(平成元年(1989年)6月28日法律第58号)</li> <li>・令和元年度(2019年度)末現在で、大船地区市民農園1箇所を開設(3,599㎡・86区画)</li> </ul>

市民緑地契約	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内の散策や自然観察などに適した要件を持つ緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する施策の進捗状況を踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用を目指す緑地や、保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申し出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。</li> <li>・平成29年(2017年)に創設された市民緑地認定制度は、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用するものです。市の認定を受けたい者については、認定を検討します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法</li> <li>・鎌倉市市民緑地設置要綱</li> <li>・令和元年度(2019年度)末現在で、植木1号市民緑地1箇所(4,994㎡)を契約中</li> </ul>

緑地協定	
内容	・住民自身による良好な市街地環境の形成を目的として、緑地協定を締結と用途する土地の所有者・借地権者又は開発事業者等が緑地協定を定め、市長が認可するものです。
方針	・緑地協定の締結に努め、風格ある鎌倉山ノ都市景観を特色づける、住宅地の豊かな緑を保全します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

管理協定	
内容	・都市緑地法に基づき、緑地の適正管理を目的として、緑地保全地域、特別緑地保全地区、及び近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区内の緑地を対象に、土地所有者に代わり地方公共団体又は緑地管理機構が所有者と協定を締結するものです。
方針	・特別緑地保全地区、緑地保全地域、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定状況を踏まえて、活用を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

#### ●保全配慮地区

緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上を目指す制度です。	
内容	<p>・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上を目指す制度です。</p> <p>・特別緑地保全地区以外の地区の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力の下に、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。</p> <p>・個人・企業・団体等の土地所有者からの緑地寄附について、風致地区に準じた対応を検討します。</p> <p>※保全配慮地区は、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。</p>
方針	・緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全を目指す緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワーク形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

### 3) 市独自の緑地保全等に係る制度

保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹木等は、風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。</li> <li>・緑地保全契約は、市街地内に残るまとまりのある緑地保全・育成し、自然環境の保全と良好な生活環境を維持することを目的とするものです。</li> <li>・歴史的風土特別保存地区や特別緑地保全地区指定までのつなぎ策として行うものです。</li> <li>・樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区・緑地保全推進地区の民有の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で除伐・枝払い等の樹林管理を行うものです。</li> <li>・民有緑地維持管理助成事業は、土地所有者が自ら行う緑地の維持管理活動に対して助成を行うものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め、緑地の所有者への支援策として活用します。</li> <li>・効果的な制度運用を図るため、現行制度の再構築を検討します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例</li> <li>・鎌倉市緑地保全事業推進要綱</li> <li>・鎌倉市樹林の管理に関する要綱等</li> </ul>

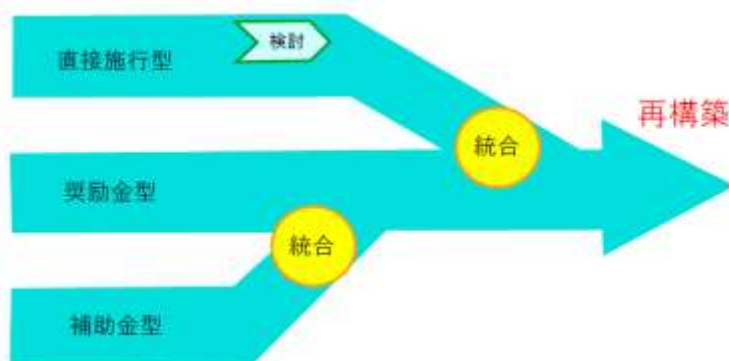


図 民有緑地の維持管理支援策の再構築の例

緑地保全推進地区	
内容	・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた活用を進めます。</li> <li>・法制度適用に伴う緑地保全推進地区の取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行います。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度(2019年度)末現在の指定地区は7地区、指定面積は約36.35ha</li> </ul>

緑地寄附受け入れ基準	
内容	・緑地所有者からの寄附の申出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。
方針	・インフラマネジメント計画との整合を図りながら、個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対し、土地寄付手続きフロー等に基づき対応します。

市民の自主的なまちづくりの提案等と連携した緑地保全	
内容	・市民との連携による緑化・緑地保全の取組として、地域住民が一定の合意の下に緑化や緑地保全を含むまちづくりの提案等(都市計画法に基づく地区計画、都市緑地法に基づく緑地協定、鎌倉市まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画等)を行うものについて、自発的な緑化・緑地保全への支援をするとともに、手続きを経た上で、当該緑地を保全すべき緑地とすることを検討するものです。
方針	・暮らしを支え豊かにする緑の確保、生き物を育む緑のネットワーク形成に寄与させるため、新たな取組として運用を目指します。 ・緑地については、市民が主体となった維持管理を原則とします。
備考	【関係法令等】 ・都市計画法 ・都市緑地法 ・鎌倉市まちづくり条例

#### 4) 緑地保全財源の確保

緑地保全基金	
内容	・緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。 ・市指定の特別緑地保全地区や、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく制度や事業の対象となる緑地に対して、基金を活用した土地の買入れなど行うことにより、緑地の永続的な保全を目指すものです。
方針	・保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れに活用します。 ・基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。 ・個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対し、土地寄附手続フロー等に基づき対応します。
備考	・累計積立総額は 13,466,312 千円、使用総額が 13,011,451 千円(平成 29 年度末現在) ・令和元年度(2019 年度)末現在での土地の買入れ総面積は約 121.57ha

市民公募債(グリーンボンドの活用)	
内容	・広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。 ・グリーンボンドは、地方自治体等が行うグリーンプロジェクトに対して、それに要する資金を調達するために発行する債券をいいます。 ・グリーンボンドへの投資家は、ESG 投資(環境・社会・統治の視点を考慮した投資)を考えている年金基金、機関投資家・個人投資家、投資の運用を行う運用機関等が想定されます。
方針	・今後、グリーンボンド活用の効果や投資効果の高いプロジェクトの選定等を検討し、事業化に繋がります。
備考	・平成 15 年(2003 年)12 月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」(総額 20 億円)を発行

## 5) 緑地の質の向上

確保緑地の適正整備事業	
内容	・特別緑地保全地区に指定等した緑地を適正に整備して、生物多様性にも寄与する質の高い緑地を創造していくものです。
方針	・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある緑地を対象に、間伐・除伐・倒木処理等の維持管理作業を行います。
備考	・平成21年度(2009年度)から常盤山・梶原五丁目・天神山の特別緑地保全地区で事業を実施

自然環境調査(検討)	
内容	・緑地の保全・再生に向けた取組みを効率的に推進するため、その基本データとなる流域の自然環境の実態を把握するために行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年(2003年)にまとめた自然環境調査を踏まえ、「種の地域性」に配慮した自然環境の保全・回復につながる調査を行います。</li> <li>・鎌倉広町緑地では、市民によるモニタリング調査を継続します。</li> <li>・土砂災害防止や二酸化炭素吸収の観点に立った、山林の荒廃の状況、危険木の分布、林齢等の調査を行います。</li> <li>・財政状況を踏まえながら、緑化推進専門委員や市民ボランティアなどによる定期的なモニタリングの実施を進めます。</li> </ul>
備考	・平成15年(2003年)3月 鎌倉市自然環境調査報告書

森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の森林を、生物多様性保全・土砂災害防止・二酸化炭素吸収機能維持等の観点に立って、適正に保全し、維持管理していくための基本となる方針等を定めるものです。</li> <li>・災害防止や生態系の保全再生等の機能が発揮される森づくりや維持管理を推進するため、市有緑地の維持管理を行います。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型、景観・歴史的風土保全型、防災型、ふれあい・利活用型等の森林の立地タイプに応じた森林整備の目標と方針を定めます。</li> <li>・生物多様性保全等の緑地の機能を損なわない範囲で、鎌倉市景観計画にも配慮した緑地の管理方針と保全管理プログラムを作成します。</li> <li>・市が所有する緑地については、別途策定した「鎌倉市緑地維持管理計画」も活用し、計画的な維持管理を行います。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <p>平成31年(2019年)鎌倉市緑地維持管理計画を策定。</p> <p>令和2年(2020年)鎌倉市森林の整備方針を作成。</p>

緑地保全・管理の広域的対応	
内容	・国・県・関係自治体との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請します。</li> <li>・近郊緑地保全計画に基づく樹林管理(積極的な保全措置としての植生管理)を要請します。</li> <li>・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。</li> </ul>
備考	・平成18年度(2006年度)から「多摩・三浦丘陵緑と水景に関する広域連携会議」に参画

## 6) 都市公園等の整備

街区公園	
内容	・街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する、最も身近な都市公園です。
方針	・インフラマネジメント計画との整合を図りながら、街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。 ・周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを検討します。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 ・鎌倉市都市公園条例 ・令和元年度(2019年度)末現在、235公園(約21.55ha)の街区公園を整備供用

近隣・地区公園	
内容	・近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園です。
方針	・インフラマネジメント計画との整合を図りながら、都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。 ・国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進します。 ・近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。 ・防災・減災機能の充実に努めます。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 ・鎌倉市都市公園条例 ・近隣公園は、令和元年度(2019年度)末現在、2公園(岩瀬下関防災公園・笛田一丁目公園)、面積計約1.4haを整備供用 ・地区公園は、令和元年度(2019年度)末現在、2公園(源氏山公園・笛田公園)、面積計約15.4haを整備供用

総合公園	
内容	・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。
方針	・鎌倉海浜公園の整備に取り組みます。 ・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備するものです。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 ・鎌倉市都市公園条例 ・令和元年度(2019年度)末現在、1公園(鎌倉海浜公園)、面積7.0haの総合公園を整備供用

風致公園・歴史公園	
内容	・市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方針	・鎌倉中央公園拡大区域(名称：山崎・台峯緑地)(風致公園)、夫婦池公園(風致公園)の整備に取り組みます。 ・散在ガ池森林公園(拡大候補地)の整備に取り組みます。 ・旧華頂宮邸、扇湖山荘の風致公園等としての整備を検討します。 ・史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)等を将来的な歴史公園としての整備を検討します。 ・歴史文化・自然とのふれあい機能の充実を図ります。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 ・鎌倉市都市公園条例 ・令和元年度(2019年度)末現在、4公園(散在ガ池森林公園・鎌倉中央公園・六国見山森林公園・夫婦池公園)、面積計約50.1haの風致公園を整備供用

都市林	
内容	・市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方針	・鎌倉広町緑地の整備に取り組みます。 ・自然とのふれあい機能の充実を図ります。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 ・鎌倉市都市公園条例 ・令和元年度(2019年度)末現在、約48.0haを供用開始

都市緑地	
内容	・身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方針	・緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 ・市管理の緑地等を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、都市公園としての整備・供用を図ります。 ・(仮称)山崎・台峯緑地、(仮称)腰越2号緑地、(仮称)山ノ内宮下小路2号緑地の都市緑地としての整備に向けた取り組みを推進します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 ・鎌倉市都市公園条例 ・平成30年度(2019年度)末現在、7箇所、面積約6.93haの都市緑地を整備、供用

### 景観重要建造物等と一体となった都市公園

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。</li> <li>・公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。</li> <li>・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物等です。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘の都市公園等としての整備に向けて取り組みます。</li> <li>・その他、新たな景観重要建造物指定等との連携により進めます。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法</li> <li>・景観法</li> <li>・文化財保護法</li> </ul>

### 借地公園

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情等に応じて、借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度(2019年度)末現在、梶原六本松公園を供用開始</li> </ul>

### 開発行為に伴う公園・緑地の設置

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法では、事業区域が3,000㎡以上の開発事業に対しては、公園、緑地又は広場を確保することとしています。</li> <li>・この制度を活用し、開発事業に伴う公園・緑地を整備し、地域住民に供するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等の基準に沿って公園整備を進めます。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法</li> <li>・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成14年(2002年)9月)</li> <li>・市域に設置されている235箇所の街区公園の多くがこの開発に伴う提供公園です</li> </ul>

### 身近な都市公園の再編整備(検討)

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置後30年以上が経過している公園が全体の約6割を占め、施設の更新や公園のリニューアルが必要な状況になっています。</li> <li>・このような現状や市民の公園整備・利用に対する要望等を踏まえ、身近な公園の公園施設の見直しや、地域の特性に応じた公園の適正配置などを行っていくものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の公園が近接している地区での公園機能の転換や施設の集約化を検討します。</li> <li>・市民の公園整備に対するニーズを踏まえ、公園施設の見直し等、公園の再整備の必要性を整理します。</li> <li>・市民のニーズも踏まえながら、地域の特性に応じた身近な公園の適正配置、特色ある公園づくりなどを進めます。</li> </ul>



青少年広場等	
内容	・市域には市街化区域内に31箇所の児童遊園、子どもの広場、子どもの遊び場、青少年広場が設置されています。これらの都市公園に準ずる青少年広場等を、公園の不足する市街地での交流・活動の場として活用するものです。
方針	・周辺市街地の状況や住民のニーズを踏まえ、新たな機能の導入や環境の改善に取り組めます。 ・身近な公園の再編整備にこれらの児童遊園等を含め、機能の転換等を検討します。 ・可能なものから順次都市公園として供用開始します。
備考	【関係法令等】 ・都市公園法 ・鎌倉市都市公園条例 ・鎌倉市児童遊園に関する規則

## 7) 都市公園等の質の向上

公園施設長寿命化計画	
内容	・既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進行に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・更新などの長寿命化対策を計画的に行うものです。 ・平成31年(2019年)3月に策定した「鎌倉市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公園施設の補修や更新等を行っていくものです。
方針	・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して施設の更新を進めます。
備考	【関係法令等】 ・公園施設長寿命化計画策定指針(案) 国土交通省 平成24年度(2012年度) ・公園施設長寿命化計画策定指針(案)改訂版 平成30年度(2018年度) ・平成31年(2019年)鎌倉市公園施設長寿命化計画の策定

## 8) 民間活力による公園施設の設置・管理

公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園の管理運営の質の向上を目的として、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO法人・中間法人等を幅広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。</li> <li>・公園施設の公募設置管理制度(Park-PFI 制度)は、飲食店や売店等の利用者の利便につながる収益施設の設置と、その収益を活用して公園施設の整備・改修を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。</li> <li>・これにより、都市公園に民間の投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上と公園利用者の利用の増進を図るものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園においては、指定管理者制度による維持管理を継続します。</li> <li>・公園施設の設置管理許可制度及び公募設置管理制度の活用を拡大を検討します。</li> <li>・必要に応じて公園協議会の設置を検討します。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度(2006年度)より、指定管理者制度を鎌倉中央公園をはじめとする都市公園で導入しています。</li> </ul>



出典:国土交通省 都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン

## 9) その他のオープンスペースの充実

まちづくり空地の整備	
内容	・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域及びその他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行なおうとするときに、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。
方針	・まちづくり空地の設置を誘導します。
備考	【関係法令等】 ・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例

市民緑地設置管理計画認定制度	
内容	・この制度は、まちづくり会社等の民間主体が、市区町村長による市民緑地の設置管理計画の認定を受け、公園的機能を備えたオープンアクセスの市民緑地を設置・管理するものです。
方針	・NPO 法人や企業による認定市民緑地の設置について検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法(平成 29 年(2017 年)の改正による。 ・みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地（無償貸付又は自己保有に限る）に対しては、固定資産税・都市計画税が3年間 原則1/3軽減されます。

総合設計制度による公開空地等の整備	
内容	・都市計画法、建築基準法に基づく総合設計制度を活用して、良好なオープンスペースを創出するものです。
方針	・制度の適正な運用を行います。
備考	【関係法令等】 ・都市計画法 ・建築基準法

ウォークブル推進地区	
内容	・官民が協力して、居心地の良い広場・並木・店舗等の公共空間を創出することを後押しする事業です。
方針	・都市拠点を構成する鎌倉駅周辺拠点、大船駅周辺拠点、深沢地域国鉄跡地周辺拠点での活用を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市再生特別措置法



出典:一体型滞在 快適性等向上事業に基づく税制特例の活用に関するガイドライン ガイドライン 国土交通省

遊歩道等の整備	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹の植栽が可能な都市計画道路等については、歩道等への植栽に努めるちとともに、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能を持たせます。</li> <li>・既設ハイキングコースに加え、丘陵地内や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川周辺のプロムナート化など、都市公園、緑地、緑と一体となった歴史的建造物などの資源との繋がりを考慮した、遊歩道等の整備・充実を図ります。</li> <li>・都市計画道路等の整備にあわせた、歩道の整備・充実を図ります。</li> </ul>
備考	<b>【関係法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法</li> <li>・道路構造令</li> </ul>

## 10) 緑化に係る法制度

緑化地域	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある地区を対象に緑化地域を指定して、建築物の新築・増築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、緑化が不足している地区を中心に、緑化地域の指定候補地として位置付け、指定に向けた取組を進めます。</li> <li>・市街化区域での敷地面積 300 m<sup>2</sup>以上の建築物を対象とします。</li> <li>・緑化率の最低限度は、近隣商業地域・商業地域が 10%、その他の市街化区域が 20%とします。</li> </ul>
備考	<b>【関係法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法</li> </ul>

風致地区・開発事業区域内等の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内の行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例、鎌倉市特定土地利用条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。</li> <li>・既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。</li> </ul>
備考	<b>【関係法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市風致地区条例</li> <li>・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例</li> <li>・鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例</li> </ul>

## ●緑化重点地区

<p>緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。</p>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、都市の風致の維持が特に重要な地区など、重点域に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定め、緑化施策を講じるものです。</li> <li>・緑化重点地区で活用する制度・事業は、「風致地区内の行為に伴う緑化」、「開発事業に伴う緑化」、「自主まちづくり計画策定地区での緑化」、「まち並みのみどりの奨励事業」、「景観地区との連携」等です。</li> <li>※緑化重点地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、緑の基本計画で設定するもので、土地利用の規制を伴う地区ではありません。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や企業等と連携して市街地全体の緑化を推進します。</li> <li>・緑化地域の適用と併せて検討します。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉駅周辺地区では、若宮大路の緑化や鎌倉駅西口駅前時計台広場の再整備等を行い、アジサイ等を植栽しました。</li> <li>・深沢地域国鉄跡地周辺地区では、土地利用計画(案)が策定され、まちづくりの実現に向けた検討を開始しました。</li> <li>・大船駅周辺地区では、さくら祭りの開催や砂押川沿いの桜の手入れを行いました。</li> </ul>

景観地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に景観地区を定め建築物の高さ・形態意匠・色彩等を制限するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定対象区域である鎌倉景観地区及び北鎌倉景観地区では、地区区分に沿って、背景の山並み等の自然環境との調和や既存樹木の保存、敷地内の緑化等に配慮した景観形成に努めます。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法</li> <li>・鎌倉市都市景観条例</li> </ul>

## 11) 公共施設の緑化

道路の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・河川を結ぶ市街化区域内での緑のネットワーク形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の都市計画道路の整備などにあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を行います。</li> </ul>
備考	<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法</li> <li>・道路構造令</li> <li>・令和元年度(2019年度)現在の街路樹を持つ路線数は70路線です。</li> <li>・若宮大路や砂押川プロムナードの緑化に取り組んでいます。</li> </ul>

河川環境の整備	
内容	・潤いのある都市の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。
方針	・市が管理する準用河川及び雨水幹線などの親水対策について、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。
備考	【関連法令等】 ・河川法 ・砂押川桜保全再生に取り組んでいます。 ・柏尾川では、絶滅危惧Ⅱ類であるミズキンバイの分布拡大が見られます。 ・滑川や神戸川水系では、ハゼの仲間やアユ類の魚類の増加が確認されています。

公共施設の緑化	
内容	・市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地に対する緑化を推進するものです。
方針	・全ての公共建物敷地を対象に、敷地規模や施設の特性にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進します。 ・様々なまちづくり事業と連携して、住民提案による緑化と連携した緑化を推進します。 ・屋外教育環境整備事業の活用などにより、学校校庭の芝生化・草地化を進めるとともに、緑の資源の活用と公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。 ・街区公園を中心として、緑化面積が30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備にあわせた緑化を推進します。

鎌倉山桜並木保存計画の見直し	
内容	・樹勢の低下が見られる鎌倉山の桜並木の保存を目的として、鎌倉山桜並木保存計画により、市と住民が個別に協定を締結して、病虫害の防除、支障木の枝切等の管理を行うものです。
方針	・鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行うと共に、地域の状況に応じて見直しを行います。
備考	・鎌倉山桜並木調査を平成6年度(1994年度)に実施し、これに基づき、天狗巣病枝を含む枝下ろし等の管理行為を行っています。

## 12) 市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが敷地の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する制度です。</li> <li>・補助の対象は生け垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽も含まれます。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市まち並みのみどり奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援(補助率1/2)します。</li> <li>・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。</li> <li>・都市緑地法による緑化協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域等で取り決めがある場合は、接道緑化の補助率を2/3としています。</li> <li>・上記の区域等で、危険ブロック塀等補助金の交付を受けてブロック塀等を除却する者で危険ブロック塀等補助金交付決定後、1年以内に当該補助金の交付対象となったブロック塀等にかえて建物敷地等に接道緑化をする場合は、接道緑化の補助率を2/3としています。</li> </ul>
備考	<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市まち並みのみどり奨励事業補助金交付要綱</li> </ul>

自主まちづくり計画策定地区等での緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「自主まちづくり計画策定地区」などでの緑化を誘導するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行います。</li> <li>・自主まちづくり計画策定地区で緑化の取り決めがある場合は、まち並みのみどり奨励事業の補助率を2/3としています。</li> </ul>
備考	<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市まちづくり条例</li> <li>・鎌倉市まち並みのみどり奨励事業補助金交付要綱</li> <li>・令和3年(2021年)4月時点での、「緑化に関する地区計画が定められた区域」は9地区、「景観形成地区」は4地区、「緑化に関する記載がある自主まちづくり計画策定地区」は13地区です。</li> </ul>

地域提案型の公共施設の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、鎌倉市景観計画に配慮して行うものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。</li> </ul>
備考	<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体や民間団体による樹木の提供を受け、植樹を行いました。</li> </ul>

オープン・ガーデンの支援	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり豊かなまち並みの創造の一環として、市民が庭や敷地を自発的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討します。</li> </ul>

### 13) 緑化推進団体の育成と連携

トラスト運動との連携・プラットフォームの構築(新規)	
内容	・鎌倉風致保存会などとの連携による緑地保全を進めるとともに、各種団体等との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その活動の中心となる実施・運営機能を備えた組織づくりを目指すものです。
方針	・トラスト運動等との連携をさらに充実させ、緑地保全を推進します。
備考	・昭和39年(1964年)の設立以来、鎌倉風致保存会が、樹林管理のボランティア活動、緑地の買入れ等、緑化イベント等幅広い活動行ってきました。 ・かながわトラストみどり基金を活用し、緑地の土地の買入れを行ってきました。

緑のレンジャーと担い手育成事業	
内容	・確保した緑地の維持管理に対する市民との連携の一環として、緑の活動の第一線の担い手となる緑のレンジャーを育成するものです。 ・自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。
方針	・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。 ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。 ・地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑のレンジャーの活動の場を広げ、緑地維持管理の担い手育成につなげていきます。
備考	【関連法令等】 ・鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱 ・緑のレンジャーの事業は平成8年度(1996年度)から実施しており、公園緑地の保全管理をするための学習や、緑地の管理作業等を行ってきました。

公園愛護会・街路樹愛護会・市民緑地愛護会等	
内容	・町内会・老人会・婦人会・子供会などが、市の要綱に基づいて街区公園等、街路樹、市民緑地の愛護活動を行うために結成する団体を育成するものです。
方針	・公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会の育成に努め、それぞれの維持管理活動を実施します。
備考	【関連法令等】 ・鎌倉市街区公園等愛護会活動実施要項 ・鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱 ・鎌倉市市民緑地設置要綱及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」 ・令和元年度末現在で、公園愛護会89団体、街路樹愛護会21団体、市民緑地愛護会1団体が愛護活動を行っています。



緑地保全・緑化推進法人	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体以外の NPO 法人やまちづくり会社などの団体が緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)として緑地の保全や緑化の推進を行うものです。</li> <li>・民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取組を推進することができます。</li> </ul>
方針	・公的な緑化推進団体である緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)の育成を図ります。
備考	<b>【関連法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法</li> </ul>

### ●緑化推進団体の育成による事業の展開

公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図り、施策の進展に応じ、地域共有の緑を愛護していく団体としての体系化を検討するものです。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図り、施策の進展に応じ、地域共有の緑を愛護していく団体としての体系化を検討するものです。</li> <li>・鎌倉市公園協会、鎌倉風致保存会などの組織の充実を図り、公的な緑化推進団体を育成するものです。</li> <li>・連携の推進の一環として、樹林地や身近な都市公園、街路樹などを地域住民が自発的に維持管理している「公園愛護会」、「街路樹愛護会」などの民間の緑化推進団体の育成・連携を図るものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、地域の緑化推進団体の育成・連携を推進します。</li> <li>・公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会、緑のレンジャー、(仮称)緑地愛護会等については、地域共有の緑を愛護していく団体との連携施策の一環として体系化を図る方向性を検討します。</li> </ul>
備考	<b>【関連法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱</li> <li>・鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱</li> <li>・鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱</li> </ul>

### 14) 古都鎌倉の緑の知識の普及

緑の情報提供・緑化窓口の充実	
内容	・市のホームページや「鎌倉市のみどり」等を活用して、緑の基本計画に関する情報を提供する他、鎌倉中央公園の緑の相談コーナーなどで市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページ、SNS 等の活用、「鎌倉市のみどり」の概要版の配布等を通じて、実績の公表と情報提供の充実に努めます。</li> <li>・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度(2013 年度)より、「鎌倉市のみどり」の概要版を一般に配布しています。</li> <li>・平成 29 年(2017 年)7 月に、鎌倉市緑政審議会が「鎌倉市における緑の保全・創造の取組 緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ 1995 年～2015 年」をまとめました。</li> <li>・平成 28 年度(2016 年度)～令和元年度(2019 年度)の 4 年間での相談件数は 857 件に及んでいます。</li> </ul>

緑の学校講習会の開催	
内容	・緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」をはじめとして、緑に係る講習会などを開催するものです。
方針	・市民ボランティアの技術の向上に向けた、各種講習会の充実に努めます。 ・緑の学校、緑のレンジャーの受講修了者等を対象に講習会を実施し、地域住民の自発的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成します。 ・緑に係る講習会の開催を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援します。
備考	・平成23年(2011年)～令和元年(2019年)の緑の学校の受講者数は421人となりました。

学校での環境教育との連携	
内容	・本市の自然に対する知識を向上させるため、学校教育の場において子供たちが楽しみながら自然の重要性等を学べる、実践的な環境教育活動や自然観察会などを実施するものです。
方針	・教育活動との連携に努めます。
備考	・平成12年度(2000年度)より、こどもエコクラブ、環境出前教室、酸性雨調査、緑行政に対する説明、山林管理体験等を継続的に実施しています。

## 15) 緑に対する意識の高揚

緑のポスターコンクール等	
内容	・緑に対する意識の高揚の一環として、緑化・緑地保全に関するポスターコンクール、市の木・市の花の普及、記念樹の配布、鎌倉緑の50選の指定などを実施するものです。
方針	・各種キャンペーンの充実に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等のキャンペーンを市が後援していきます。

緑化パンフレット等の配布	
内容	・緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配布するものです。
方針	・各緑化パンフレット等の内容の充実に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を市が後援していくことを検討します。

緑化まつり等の開催	
内容	・緑を含む環境意識の高揚の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつり等を開催するものです。
方針	・「鎌倉市緑化まつり」等の充実に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を市が後援します。
備考	【関連法令等】 ・鎌倉市緑化まつり実行委員会設置要綱

### 緑の顕彰制度

内容	・鎌倉市の緑地保全・緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。
方針	・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。 ・地域住民等が自らの生活空間の緑を豊かにする担い手として緑化を推進し、そうした活動の成果を評価・認定し支援する仕組みづくりを検討します。

■地域制緑地等の指定目標<sup>\*1</sup>

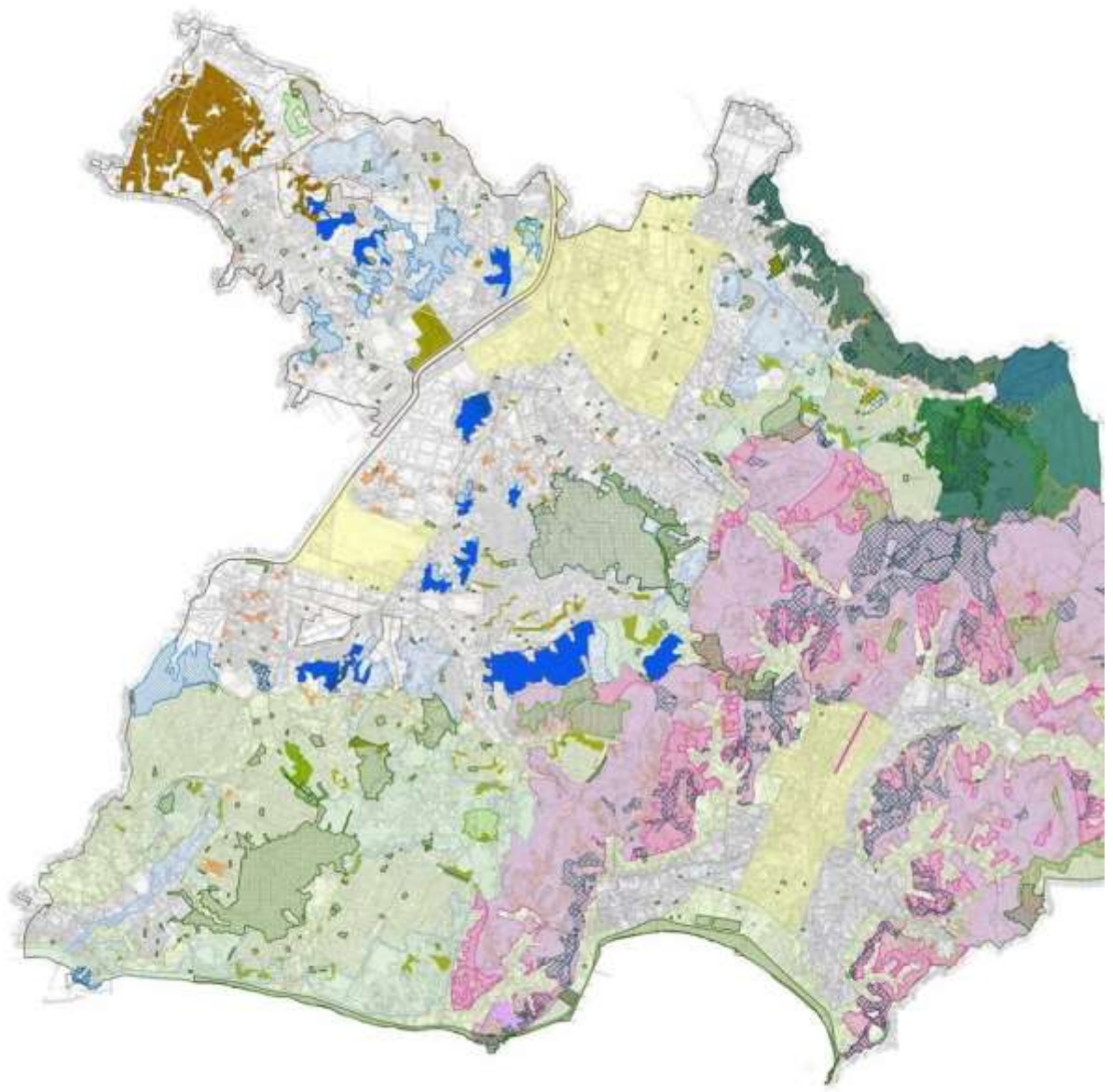
種別 面積(約 ha)	計画策定時 平成7年 (1995年)		計画改定時 令和3年 (2021年)		中間年次 令和12年 (2030年)		目標年次 令和22年 (2,030年)		将来都市像		
	市街化区域	都府県区域	市街化区域	都府県区域	市街化区域	都府県区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
歴史的 風土保 存区域	箇所数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	面積	161.9	956	176	989	176	989	176	989	176	989
	備考	市街化区域はGIS計測値(逗子市分約6.8haを含む)									
歴史的 風土特 別保 存地 区	箇所数	-	13	-	13	-	13	-	13	-	13
	面積	-	570.6	-	573.6	-	775.4	-	775.4	-	775.4
	備考	約201.8haの指定拡大を要請									
近郊緑 地保 全 区 域	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積	26	243	26	294	26	294	26	294	26	294
	備考	市街化区域はGIS計測値									
近郊緑 地特 別保 全地 区	箇所数	-	0	-	1	-	1	-	1	-	1
	面積	-	0	-	131	-	131	-	131	-	131
	備考										
風致地 区	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積	1,095.6	2,185	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,266.1	2,364.5
	備考										
特別緑 地保 全地 区	箇所数	0	0	10	11	11	12	11	12	17	18
	面積	0	0	41.5	49.4	45.3	53.2	45.3	53.2	84.4	92.3
	備考	GIS計測値 市街化調整区域：城廻地区の一部(3.3ha) + 梶原五丁目地区(4.6ha) = 7.9ha 植木(3.8ha) 令和2年度末既指定面積(49.4ha) + 指定候補地面積(44.9ha) = 94.3ha									
緑地保 全地 域	箇所数					-	-	-	-		
	面積					-	-	-	-		
保安林	面積	2.8	171	2.8	171	2.8	171	2.8	171		
	備考										
農用地 区域	箇所数	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1
	面積	-	46.9	-	46.9	-	46.9	-	46.9	-	46.9
生産緑 地地 区	箇所数	149	149	136	136	136	136	136	136	136	136
	面積	18.1	18.1	17.1	17.1	17.1	17.19	17.1	17.1	17.1	17.1
特定生 産緑 地地 区	箇所数										
緑地保 全推 進地 区	箇所数			6	7	6	7	6	7	0	0
	面積			15.3	36.4	15.3	36.4	15.3	36.4	0	0
	備考	市街化区域はGIS計測・つなぎ策であるため法制度適用後に指定解除の方針									
保存樹 林	面積	3.9	364.10	3.9	241.50	3.9	241.50	3.9	241.53		
	備考										

\*1 数値目標は、概ねの数値です。

■施設緑地の整備目標※1

種別 面積(約 ha)	計画策定時		計画改訂時		中間年次		目標年次		将来都市像		
	平成7年(1995年)		令和3年(2021年)		令和12年(2030年)		令和22年(2040年)		市街化区域	都市計画区域	
	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域			
街区公園	箇所数	162	165	232	235	233	236	233	236	233	236
	面積 ㎡/人	16.0 0.9	18.0 1.1	20.8 1.2	21.6 1.3	20.9 1.3	21.7 1.3	20.9 1.3	21.7 1.4	20.9	21.7
近隣公園	箇所数	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2
	面積 ㎡/人	0	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
地区公園	箇所数	1	2	1	2	1	2	1	2	1	3
	面積 ㎡/人	1.9 0.1	11.4 0.7	5.9 0.3	15.4 0.9	5.9 0.4	15.4 0.9	5.9 0.4	15.4 1.0	5.9	18.3
総合公園	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積 ㎡/人	5.0 0.3	7.0 0.4	5.0 0.3	7.0 0.4	5.0 0.3	7.0 0.4	5.0 0.3	7.0 0.4	6.5	28.2
運動公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積 ㎡/人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基幹公園計	箇所数	164	168	236	240	237	241	237	241	237	242
	面積 ㎡/人	22.9 1.3	36.4 2.1	33.1 1.9	45.4 2.7	33.2 2.0	45.5 2.8	33.2 2.1	45.5 2.9	34.7	69.6
風致公園	箇所数	0	1	2	4	2	4	2	4	4	6
	面積 ㎡/人	0	12.9 0.8	58.1 3.4	77.6 4.5	58.1 3.6	77.6 4.8	58.1 3.7	77.6 4.9	58.6	103.3
歴史公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	面積 ㎡/人	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	12.6
都市緑地	箇所数	6	6	7	7	9	9	9	9	10	10
	面積 ㎡/人	4.1 0.2	6.2 0.4	4.8 0.3	6.9 0.4	14.0 0.9	16.1 1.0	14.0 0.9	16.1 1.0	20.3	29.4
都市林	箇所数			1	1	1	1	1	1	1	1
	面積 ㎡/人			45.4 2.7	48.0 2.8	45.4 2.8	48.1 3.0	45.4 2.9	48.1 3.1	45.4 2.9	48.1 3.1
都市公園合計	箇所数	170	175	246	252	249	255	249	255	254	261
	面積 ㎡/人	27.0 1.5	55.5 3.2	141.4 8.3	177.9 10.4	150.7 9.2	187.3 11.5	150.7 9.6	187.3 11.9	162.7	263.0
児童遊園等	箇所数	43	46	32	32	32	32	32	32	32	32
	面積 ㎡/人	8.7 0.5	8.8 0.5	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7	3.7
施設緑地合計	箇所数	213	221	278	284	281	287	281	287	286	293
	面積 ㎡/人	35.7 2.1	64.3 3.8	145.1 8.5	181.6 10.6	154.4 9.5	191.0 11.7	154.4 9.8	191.0 12.2	166.4	266.7

※1 1人当たりの面積は、人口規模を平成7年(1995年)は17.0万人、令和3年(2021年)に17.1万人、令和12年(2030年)に16.3万人、令和22年(2040年)に15.7万人で設定しています。なお、ここで用いる将来人口推計の数値は、平成30年度に実施した簡易人口推計(2019年3月18日時点)の数値で、平成27年(2015年)から平成29年(2017年)の人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。



○流域を踏まえた地域の概念

緑の基本計画では、これまでの緑の基本計画に基づく実績、鎌倉市の規模、水系の位置・規模、緑地規模、施策の内容などから、市域を6地域に分けて把握して、計画の実現に取り組む方針を示しています。

緑地指定等方針図・凡例

地域・地区	現況	計画(将来)
歴史的風土特別保存地区(古都6条)		
歴史的風土保存区域(古都4条)		
近郊緑地特別保全地区		
近郊緑地保全区域		
特別緑地保全地区		
緑地保全地域		
都市計画公園・都市公園等		
その他の施設緑地等		
農用地		
緑化地域		
緑化重点地区		
風致地区		
保全配慮地区		
緑地保全推進地区		
生産緑地地区		
景観地区		
保安林		

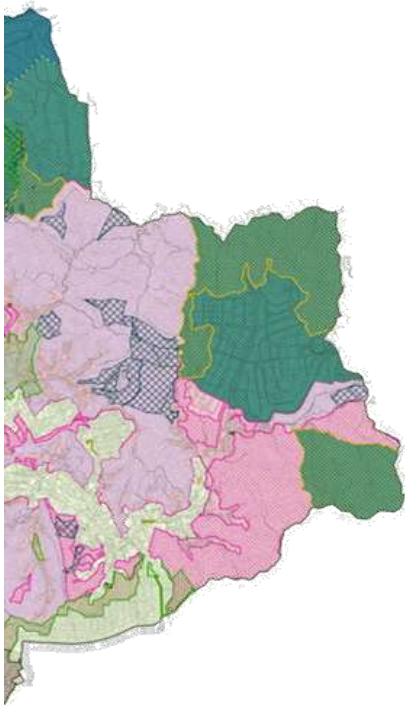


図 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図

